

教育目標

1. プロとして活躍できる技術を学び
技能を身につける
2. 人から信頼される豊かな
人間性を養う
3. 時代とともに成長できる
向上心を培う

運営方針

1. 楽しい学習
2. 快適な学生生活
3. 心の通う交流

もくじ

キャンパス案内

まず知ってほしいこと	4
授業について	5
試験について	7
進級・卒業について	7
就職活動について	8
課外活動について	8
服装について	9
身だしなみや礼儀作法・マナーについて	10
連絡・掲示・その他について	11

各種届け出について

学生生活支援センター(Gサポ)について	13
届け出について	13
学生ポータルサイトの活用について	14
各種手続きについて	15
国民年金保険料学生納付特例申請について	16

各種制度について

奨学金制度について	18
表彰制度について	20

施設について

学校全体配置図	22
学生食堂の利用について	24
相談室の利用について	24
保健室の利用について	25
図書室の利用について	26
就職相談について	26
テニスコート・グラウンドの利用について	27
フィットネスルームの利用について	27

学則・諸規定

トヨタ神戸自動車大学校 学則・学則細則	29
---------------------	----

キャンパス案内

新しい学園生活について
大切な内容を Pick Up!

まず知ってほしいこと

通学について

近隣の駅・バス停(学園都市、総合運動公園)からは徒歩で通学しましょう。

自動車・バイク・自転車による通学は、許可対象地域に居住し、許可条件を満たした場合に限り、許可されます。

(ただし、自動車通学の駐車場は学校敷地外への駐車となります)

無許可での自動車・バイクによる校内および学生寮への乗り入れは禁止です。**放課後や休日であっても学校周辺への車両乗り入れは禁止です。**

無許可の通学で度重なる指導にも関わらず改めない学生は、厳しく処分することになります。

学籍番号について

本校学生には、全員学籍番号が付与されます。学籍番号は学科毎に定められ、学科在籍中は変わりません。

学生証について

学生証は、あなたが本校の学生であることを証明する大切な身分証明書です。紛失しないように自己管理し、常に携帯して下さい。学生証に関する手続きは全て学生生活支援センター(Gサポ)で受け付けます。

- ・学生証の有効期限は在籍する学科の修業年限の期間です。
- ・年度初めに在籍確認シールを全員に配布します。各自で学籍番号、氏名、住所を記入し毎年裏面に貼付してください。(裏面にシール貼付のない学生証は無効です)

通学生は学校に届け出た通学区間を記入し、電鉄各社窓口にて定期券を購入してください。

①通学区間を変更する場合は、必ず「通学経路変更届」を学生ポータルサイトから申請してください。

通学区間変更、書き損じ等でシールを再発行する場合はシール代50円が必要です。

②通学定期券発行控欄が不足した場合は、新しいシールを渡します。

**※不正な迂回ルートを記入した場合、通常運賃の3倍の金額を追徴されるだけでなく、当校が電鉄会社
の指定を受けられなくなり、学生全員が学生割引で定期券を購入することができなくなります。**

- ・次の場合は学生証を提示して下さい。
 - ①本校教職員からの請求があったとき
 - ②各種証明書の交付を受けるとき
 - ③通学定期券又は旅客運賃割引証(学割証)の購入時及びこれを利用して乗車、乗船し係員からの請求があったとき
- ・学生証は、他人に貸与又は、譲渡することはできません。
- ・次の場合は学生証を返還して下さい。
 - ②学生証を更新するとき(留年、転科等)
 - ③卒業するとき(楽天Edyの残高を使い切り、返却してください。残高の返金はできません)
 - ④除籍、退学など学籍が無くなる時
- ・学生証はICカード式(楽天Edy付)です。校内の食堂、売店、自動販売機の支払に利用可能です。
- ・楽天Edyのチャージ機は食堂に備え付けています。
- ・学生証を紛失した場合、楽天Edyの残高は補償されません。(現金を紛失した場合と同じです)
再発行は学生ポータルサイト「各種申請→学生証再交付申請」メニューよりしてください。(手数料2090円)

学費について

学費は、年額分を前期(4~9月)と後期(10~3月)に分けて納付することになっています。

- ・前期分学費は2月下旬、後期分学費は8月下旬に、学費負担者に請求案内します。
- ・納付期日までに学費を納付しない場合、授業が受けられなくなります。

※給付奨学金対象者は、授業料減免の申請を必ず行って下さい。

授業料減免分の返金：月払い制度利用者は、返金します。

それ以外の方は、前期分は次回の学費と相殺し、後期分は3月の次年度前期分学費引き落とし日の前日に返金いたします。

卒業時は3月下旬に学費引き落とし口座に返金いたします。

授業について

知識・技術・技能修得のため、全ての授業に出席することが必要となります。遅刻・欠席をしないようにしましょう。無遅刻・無欠席の学生には、皆勤賞などの表彰制度があります。
度重なる指導にも関わらず遅刻・欠席を繰り返す学生は、厳しく処分することになります。

授業時間について

1回あたりの授業時間は、原則50分です。

気象警報発令・交通機関運休等による休校基準について

通学生の方の安全に配慮することを目的に、特別警報または暴風警報が発令された場合及び公共交通機関が運休した場合は、休校とします。

尚、休校した場合は、休校分の授業・試験の振替出校が必要となります。

<休校の基準> 午前7:00時点において以下の状況の場合は、休校とする。

種類	内容
気象警報発令	神戸市に「特別警報」または「暴風警報」が発令されている場合 ※特別警報は、全ての種類が対象 警報は、暴風(雪)警報のみが対象となり、大雨・洪水・大雪警報は対象外 ※警報発令・解除の確認は、気象庁発表によるものとする ※居住地・通学経路に特別警報または暴風警報が発令された場合は、担任判断により公認欠席扱いとするため、必ず担任へ連絡して下さい
主要公共交通機関の運休	次の①・②いずれかの場合 ①神戸市営地下鉄が運休した場合 ②JR西日本(京都一姫路間)と以下の私鉄のいずれかが同時に運休した場合 <対象の私鉄:阪急電鉄、阪神電鉄、山陽電鉄、神戸電鉄> ※運休・運転再開の確認は、テレビ・ラジオ等の報道又は各社HPによるものとする ※上記以外の路線の運休により登校が不可能な場合は、担任判断により公認欠席扱いとするため、必ず担任へ連絡して下さい

休校となった場合は、学校ホームページの「お知らせへ」に掲載します。

<URL> <https://www.toyota-kobe.ac.jp>



連絡先

教員室 TEL(078)796-2230

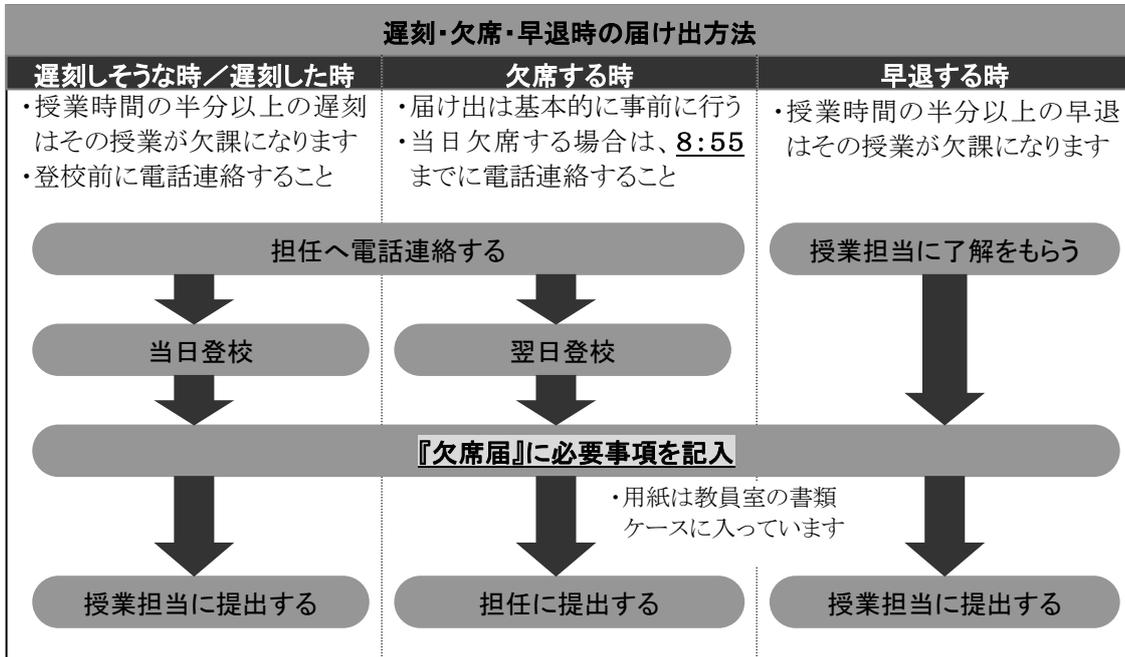
※担任教員直通の電話番号もあります【(078)796- 】

※入学後に案内があります。

遅刻・欠席・早退について

全ての授業に出席することが必要ですが、止むを得ない事情で遅刻・欠席等をする場合は、必ず担任教員に**電話連絡**をし、『**欠席届**』を記入する。(教員室:078-796-2230 担任教員直通:078-796-)

※前日までに理由が分かっている場合は予め『**欠席届**』を記入し、担任教員へ提出しておく。



公認欠席について

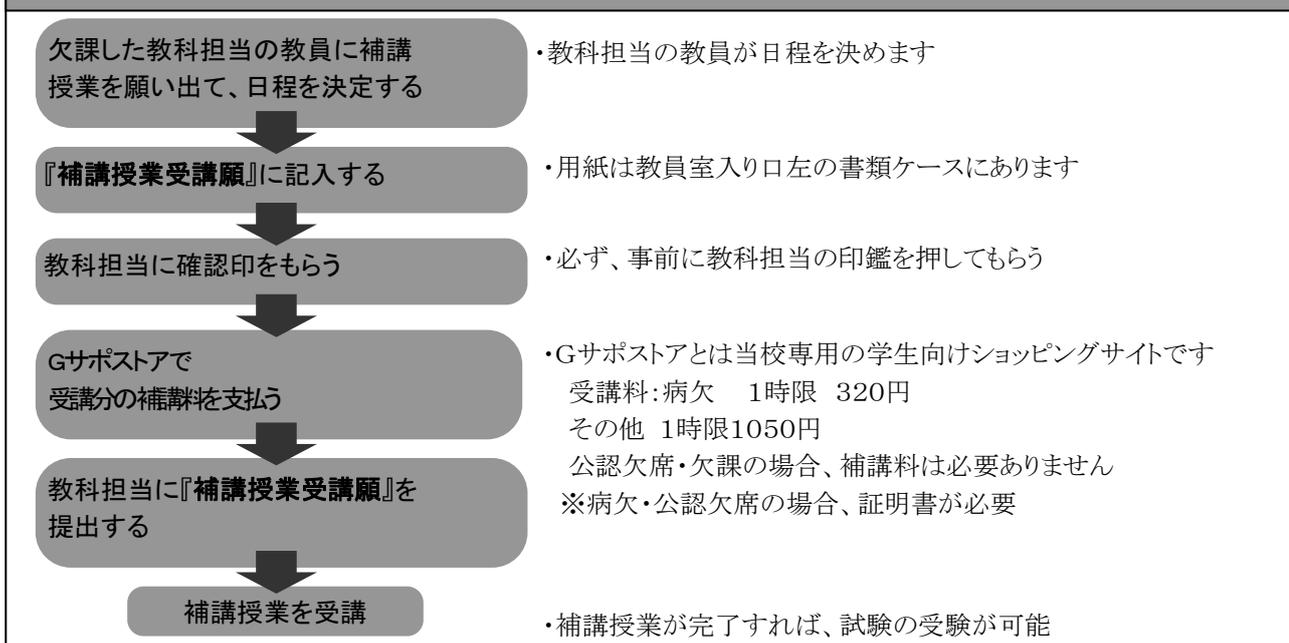
忌引き、運転免許試験(4輪の普通・準中型免許のみ)、就職試験、学校指定の伝染病(インフルエンザ等)の場合には公認欠席となります。但し、事前に届出が必要です。(公認欠席はP34 学則 細則 第16条4項に記載)

補講授業について

授業を欠席・遅刻して、止むを得ず出席出来なかった場合は、不足を補うため補講授業を受ける必要があります。しかし**無断欠席**(その日の授業終了時刻までに連絡がない状態)した場合や欠席の理由によっては、**補講授業を受けられません**。また、試験の前日は補講授業を受けられません。

補講授業を受けていない科目は**試験を受験できません**。

補講の手続き方法



試験について

全科目必修です。全ての教科の修得試験に合格すること。
不正行為を行った学生は当該期間の試験を無効とし、かつ厳しく処分することになります。

- ・当校の修得試験は100点満点で行い、合格点は60点以上です。
但し、高度自動車科1・2年次の合格点は70点以上です。
- ・不合格の場合は追・再試験を受験できます。ただし、その試験結果が60点未満(高度自動車科1・2年次は70点未満)であれば、進級・卒業ができなくなります。

受験資格について

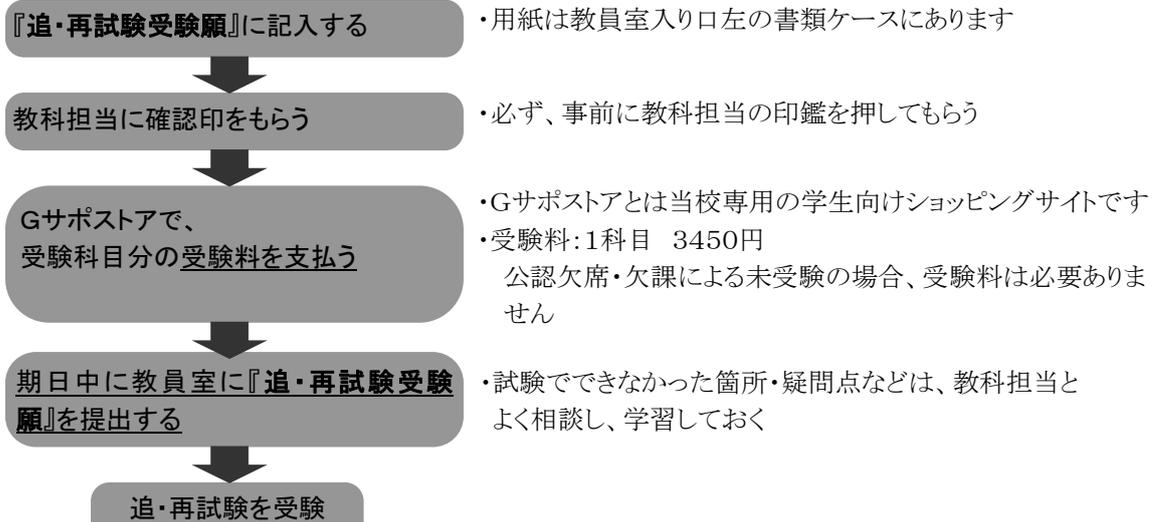
次の(A)(B)(C)の3つをすべて満たしていないと受験できません。
また試験に遅刻した場合、その科目の試験は受験できません。

- (A) 該当する授業を全て受講している(補講授業がすべて終了している)**
- (B) 指定されたレポート等提出物を期限内に提出している**
- (C) 学費及びその他諸費用を納付している**

追・再試験について

修得試験で不合格となった場合、再試験を受けることができます。
また、やむをえない理由で修得試験を受験できなかった場合は、追試験を受けることができます。
追・再試験とも事前に受験願を提出して下さい。
期日までの受付と教員室への受験願の提出がなければ試験を受験できません。(有料:1科目3450円)

追・再試験の手続き方法



進級・卒業について

各学年を修了し、進級または卒業をするためには、次の(A)(B)の両方を満たしていなければなりません。
(学年の修了認定、卒業認定についてはP34 学則細則 第14条、第15条に記載)

- (A) 全科目の学科・実習試験に合格していること** (B) **補講を含めない正規授業の出席率が80%以上であること**

・病気やケガ、交通事故等によって、1年間で約35日以上欠席すると、進級または卒業できません。

就職活動について

企業は明るく元気で素直な学生、何事にも積極的に取り組む学生、また自分の考えや価値観を自身の言葉で語る
ことができる人材を求めています。

「自ら考え、行動し、決断する」前向きな姿勢と「接客、気配りの出来る」配慮を忘れないようにしましょう。

つまり、1年次の初期から卒業後の進路・就職について考える必要があり、本校の学生だから大丈夫という甘い考えは通用しません。

本校では、「学生の意志・希望を尊重した就職活動」を全面的にバックアップします。

また就職活動の支援として、マナー・応対演習、企業採用担当者による講話等があります。

就職相談・企業情報について

教員室では、専任スタッフが常駐しており就職相談を受けることができます。

会社見学会や採用試験の日程などの最新情報や過去の就職試験情報など就職に関する情報は、学生ポータルサイトに掲示しています。また、トヨタ販売会社を中心とした求人企業の情報収集は、学生ポータルサイトに加え、コミュニケーションルームにも掲示しています。

高度自動車科3年次またはエキスパートエンジニア科3年次への進学について

卒業後の進路として就職以外に高度自動車科3年次またはエキスパートエンジニア科3年次への編入学があります。

高度な自動車技術・知識の修得や国家最高峰資格の1級自動車整備士資格の取得、ビジネス能力を磨きたい方には、高度自動車科3年次への進学をお薦めします。

自動車板金と塗装の技術・知識の修得や国家資格である車体整備士資格の取得、レストア・カスタマイズ、多種多様な車種の整備、走行研究等整備技術を深く追求したい方には、エキスパートエンジニア科3年次への進学をお薦めします。

学内説明会では、各学科の概要や内部進学試験に関する内容をお知らせします。

また、説明会とは別に体験授業を行い、各学科の内容をより深く理解してもらいます。

課外活動について

課外活動への参加は、授業では得られない大切なことをたくさん学べます。

趣味やスポーツを通してのつながりは、生涯の友をつくり、協調性や礼儀作法などを身につけることにも役立ちます。

また、体力・精神力を養う場であることも見逃せません。

本校は、皆さんが各自の目的に応じた課外活動に積極的に参加することを勧めます。

課外活動団体(クラブ活動)			
フットサル部	テニス部	野球部	バレーボール部
卓球部	バドミントン部	バスケットボール部	自動車部
軽音楽部	ミニ四駆部	水泳部	カート部
自転車部	モータースポーツ部	eスポーツ部	

・入学後、案内ポスターを掲示します。

服装について

本校は職業人を育成する学校であるため、トヨタの学校として相応しい挨拶、身だしなみ、マナー等について指導します。度重なる指導にも関わらず改めない学生は、厳しく処分することになります。

・通学時の服装は私服で構いませんが、スウェットやジャージ等当校学生として相応しくない服装で登校しない。
また、通学時の履物として、スリッパ等は使用しない。

実習服について

・「安全」「身だしなみ」「第一印象」の面からも実習服は正しく着用する必要があります。

『実習時の身だしなみ』

サービス業に相応しい身だしなみのために

汚れた実習服は早めに着替えて洗濯すること

- ・お客様のお車を扱う整備士にとっての第一条件です。
- ・実習服の襟よりインナーが出ないこと。

ひげはきちんと毎朝剃ること

実習服のファスナー、マジックテープ等は確実にとめること 特に胸元は開けたままだないように注意すること

実習中にネックレス、ブレスレット、イヤリング、ピアス(プラスチック透明含む)、時計、指輪などの着用は禁止

爪はきちんと切ること

実習服着用時でも休憩中も含め直接地面に座らない



安全を確保するために

帽子をかぶること

- ・実習場内でのけが防止のため、着帽する。着帽するには次の事に留意する。
 - ① ツバが自分の目で見えるように被る
 - ② あみだに被らない
 - ③ 前髪は帽子の中に入れること
 - ④ 長髪は後ろで髪を縛り、帽子または実習服の中に入れること
- ・車に乗るときは脱帽する。
- ・車両の下へは、ヘルメットを着用する。
- ・危険な部位の作業は、保護メガネ・手袋を着用する。

腕まくりはしない

- ・エンジンルーム内には、高温部分・回転部分・シャープな突起部分等、危険な箇所が多くあります。火傷・巻き込み・けが防止のため、特に担当の教員が許可した場合を除き腕まくりは禁止です。
- ・ポケットに手を入れない。

靴下は必ず着用すること

- ・実習服と同様に靴下も安全上不可欠です。ただし、短い靴下はNG(身を守る為)です。

安全靴は必ず着用すること

- ・安全のため、靴ひもはしっかり結び、かかととは踏まず潰さないようにする。

ロッカーについて

- ・私服から実習服への着替え、貴重品の管理にロッカーを利用して下さい。
- ・授業に不必要なもの(貴重品含む)は、ロッカーに保管し、鍵を必ずかけ、自己管理して下さい。

クリーニングについて

- ・実習服のクリーニングは、委託業者が扱っています。希望者は、委託業者に直接申し込んで下さい。

連絡先

株式会社エコ・ジャスト

TEL (06) 6863-1261

- ・通学生 … 本校内(エントランス階段 2F横)で回収・納品を行います。 ⇒ [週2回(火・金)の昼休み]
- ・寮生 … 寮玄関付近の回収BOXで回収・納品を行います。
⇒ [4~5月および11月~3月:週2回(月・木)、6月~10月:週3回(月・水・金)]

身だしなみやマナー、コンプライアンスについて

本校学生として相応しい「身だしなみ」「礼儀作法」「マナー」を身につけて下さい。また、「コンプライアンス」を徹底し規則正しい学校生活を送ってください。度重なる指導にも関わらず改めない学生は、厳しく処分することになります。

身だしなみ(髪の色・長さ)等について

トヨタの学校の学生として「清潔感があり、安全が確保できる」身だしなみとなるよう、次のガイドラインを遵守すること。

- ・頭髪の色は無修正を推奨。染髪及び脱色はカラーコード茶7番まで認めるが、金髪や他色は禁止とする。
- ・パーマは認めるが、ドレッド、パンチパーマ、モヒカン、ライン入れ等奇抜な髪型は禁止とする。
- ・ひげは禁止とする。
- ・ピアス、ネックレス、指輪、時計等の貴金属類は、安全確保のため、実習での着用は禁止とする。
- ・爪、靴下は、実習で安全が確保できる状態に整える。

挨拶について

挨拶は社会人として大事なマナーです。

- ・「おはようございます」「こんにちは」「さようなら」など状況に応じた挨拶を自ら元気よく行う。
- ・実習場、廊下、階段等でお客様や教職員に会った場合(すれ違い時)は、必ず挨拶をする。
- ・授業開始時は「お願いします」、授業終了時は「ありがとうございました」の挨拶をする。
- ・教員室・事務室への入室時は「失礼します」、退室時は「失礼しました」の挨拶をする。

言葉遣いについて

教職員・先輩に対しては、敬意を持った言葉遣いを行うこと。又、後輩・同期生に対してもお互いに人格を尊重し、粗野な言動はつつしみましょう。在学中に社会に出て通用する言葉遣い(敬語)を身に付けましょう。

清掃について

4S(整理・整頓・清掃・清潔)は、仕事や作業における大切な基本です。

校内の実習場、各教室、共用スペース及び学校周辺地区は本校学生が清掃します。清掃は当番制で行います。

ゴミの分別について

資源を再利用するため校内では、ゴミの分別【燃えるゴミ(紙パック含む)、資源ごみ(ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、びん)、燃えないゴミ]を行なっています。実習場内は燃えるごみ、金属、非金属の分別を行っています。

落とし物・拾い物について

校内で落とし物を拾得したときは、速やかに学生生活支援センター(Gサポ)に届け出てください。

また、落とし物をしたときは、学生生活支援センター(Gサポ)に問い合わせてください。

財布等の落とし物を自分のものにしてしまうことは犯罪行為(占有離脱物横領罪)になり、違反学生は厳しく処分することになります。

喫煙について

喫煙時には、次のマナーやルールを必ず守ること。違反学生は厳しく処分することになります。

- ・未成年者の喫煙は法律で禁止されています。
- ・二十歳以上で喫煙をする学生は届出が必要です。
ただし、指定された場所以外での喫煙、通学途中での喫煙、吸い殻の投げ捨ては厳禁です。
 - ※ポイ捨て及び路上喫煙は、神戸市の条例に違反します。
 - ※学内の見回りで、マナーが悪い場合、校内が全面禁煙になることがあります。
 - ※未成年者がタバコを所持していた場合も処分対象となります(持ち物検査あり)

飲酒について

未成年者の飲酒は法律で禁止されています。違反学生は厳しく処分することになります。

違法薬物について

大麻・覚醒剤・違法ドラッグへの関与(使用・所持・譲渡・売買)は法律で禁止されており、違反学生は厳しく処分することになります。

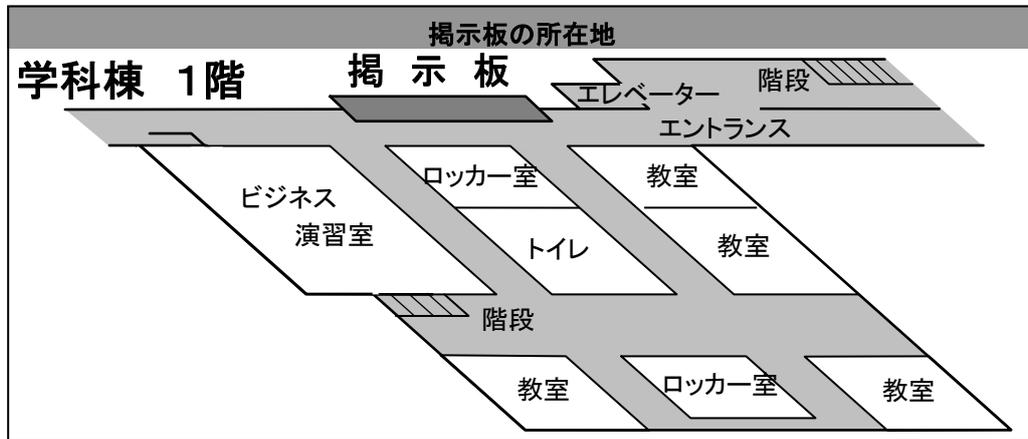
SNSの使用について

SNSは、不特定多数の人が閲覧し、発言に責任を持たない人からの誹謗中傷を受ける恐れがあります。学校に許可なくSNSへの書き込みはしないで下さい。許可の無い書き込み等、違反学生は厳しく処分することになります。
SNSによる投資詐欺、闇バイトにも注意してください。

連絡・掲示・その他について

連絡・掲示板について

連絡・情報伝達は、ホームルーム以外に「さくら連絡網」や「学生ポータルサイト」を活用しています。
また、試験結果連絡などは掲示板に張り出しますので、登下校時や休み時間には必ず確認して下さい。



所持品の取扱いについて

貴重品は、自らの責任で管理を徹底してください。

身に着けるか各自のロッカーを使用し、教室、休憩コーナー等に絶対に置きっぱなしにしない。

- ・もし盗難にあった場合は必ず**教員に届け出ること**。
- ・授業に必要なものは教室、実習場に持ち込まない。携帯電話の電源はマナーモードにすること。

緊急時の避難について

緊急事態の発生及び避難誘導は、緊急放送で知らせます。放送の指示に従って冷静に行動してください。
また、緊急避難に備えて、日頃から非常口や避難経路は確認しておいてください。

アルバイトについて

授業は原則月曜～金曜の9:00～16:20まで行い、授業後の「レポート」は翌日に提出します。

アルバイトは、働くことを体験し社会を知ることには有効ですが、学業に支障がでるアルバイトは避けて下さい。
レポート提出等に悪影響が出る場合は、アルバイトを原則禁止にします。

各種届け出について

**困った時は
このページや
ポータルサイトを見よう！**



学生生活支援センター(Gサポ)について

学生生活支援センター(Gサポ)のご案内

学生の総合受付窓口です。下記の手続きができます。

利 用 時 間	8:40～9:00、11:30～13:00、14:30～17:00(学生出校日)
サ ー ビ ス 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証や在学証明書など各種証明書の発行【申込みの翌々日(休日を除く)発行】 ・教科書、実習服、帽子の購入手続き ※レポート用紙、テストの備品は売店で販売 ・奨学金や教育ローン等の受付及び相談 ・自転車バイク通学申込 ・入寮他各種申込 ・学生生活上の相談 ・拾得物の受付 ・自動車教習所の紹介 ・学生保険の手続き

その他のサービス

収 入 証 紙	・手続きの際には、Gサポストアで購入して下さい。
コ ピ ー サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・教員室前の複合機で使用できます。学生証の IC カードを用いて代金を支払います。 コピー・印刷料金:モノクロ1枚10円、カラー1枚50円

届け出について

事 由	届 け 出 方 法
休 学 (退 学) する 時	事前に担任教員に連絡した後、『 休学願(退学願) 』を提出。 なお、病気やケガで休学する際には、医師の診断書が必要。
復 学 する 時	事前に担任教員に連絡した後、『 復学願 』を指定された期日までに提出。 病気や怪我などによる休学後、復学する場合には医師の診断書が必要。
学校内での 事故・負傷時	学校内での事故や負傷時には、速やかに担任教員に連絡するとともに『 事故・負傷届 』を提出。 ※本校の学生は、全員「 学生災害傷害保険 」に加入しています。 そのため、学校内での事故や負傷については全て届け出て下さい。
学校教材・施設等を 破損・紛失した時	学校内の施設・設備・工具器具・教材を破損した場合には『 破損・紛失届 』を担任教員、または授業担当教員に提出。
途 中 入 寮 時	学生生活支援センターに相談して下さい。
途 中 退 寮 時	『 退寮願 』を寮監室に提出。(詳しくは「寮生活ガイド」を読んで下さい。)
落し物を拾得した時	速やかに学生生活支援センター(Gサポ)か担当教員に届け出て下さい。
運転免許を取得 したい時	本校学生にあわせたスケジュールを組んでもらえる自動車免許教習所を紹介しますので、学生生活支援センター(Gサポ)に相談して下さい。
喫煙許可を得る時 (20歳以上)	『 喫煙届出 』と『 学生証 』を担任に提出。 『 喫煙届出証 』を発行します。(ケースは最終返却)

学生ポータルサイトを活用しよう！

URL : <https://toyotakobestudent.net/>

QR コード

【ログイン方法】 パスワード： 別途展開します。



TOYOTA KOBE
トヨタ神戸自動車大学校
学生ポータルサイト

パスワード

ログイン状態を保存する

【学生ポータルサイト】

学生ポータルサイト

お知らせ

[【各課からの発行済み】まん延防止等重点措置解除 感染再拡大防止 徹底考査！](#)
2022年3月18日

2022年3月17日付のメッセージです。過去のメッセージは新型コロナウイルス対応のページに掲載しています。

[文部科学省からの発行済み](#)
2022年3月15日

[【各課からの発行済み】まん延防止等重点措置解除 感染再拡大防止 徹底考査！](#)
2022年3月7日

2022年3月4日付のメッセージです。過去のメッセージは新型コロナウイルス対応のページに掲載しています。

[売店・食堂の営業について（年度末・年度始め）](#)
2022年3月2日

売店・食堂の営業については、以下の通りです。【売店】クローズ：3月15日（火）～4月5日（火） 4 [-]

[3月の食堂メニューを掲載しました。](#)
2022年2月28日

学生生活支援センターの食堂メニューページを確認してください。

カテゴリ一覧

授業 <ul style="list-style-type: none">授業予定表シラバス授業アンケート資格取得案内休校基準安全啓発ポスター	学生生活支援センター <ul style="list-style-type: none">CampusGuide各種申請奨学金国鉄年会食堂メニューアルバイト関連自転車・バイク通学	留学生支援 <ul style="list-style-type: none">留学生ガイド奨学金アルバイト届出アルバイト検定案内検定状態チェック表
就職支援 <ul style="list-style-type: none">企業紹介カード会社説明会就職活動講座企業研究セミナーメーカー企業説明会筆記試験対策資料・スケジュール記入例（メール、履歴書等）入社試験受験レポート就職希望調査採用試験案内受験会社 決定連絡	各種規則 <ul style="list-style-type: none">学則学習規則学生が遵守すべき事項学生寮規則	健康/安全 <ul style="list-style-type: none">いじめ相談窓口新型コロナウイルス対応検定状態チェック表

TOYOTA KOBE NEWS
・Vol.59 (2021年11月発行)
・バックナンバー

各種リンク
・トヨタ自動車ホームページ
・トヨタ販売店一覧

〒651-2102
神戸市西区学園東町4丁目1番地
トヨタ神戸自動車大学校

お知らせ

学生向けのお知らせを掲載しています。

※各部署からのお知らせにて、ジャンルごとにお知らせを分類掲載

カテゴリ一覧

【授業】

授業に関する情報を掲載

【学生生活センター】

各種申請や奨学金の案内等を掲載

詳細については、『各種手続きについて』を参照

【留学生支援】

留学生向け専用サイト

【就職支援】

企業情報や説明会情報を掲載

【各種規則】

学則、学生寮規則等を掲載

TOYOTA KOBE NEWS

学校新聞を掲載

各種リンク

トヨタ自動車ホームページへのリンク先

※システムの都合上デザイン・レイアウトは変更する場合があります。

各種手続きについて

スマートフォン、パソコンから各種証明書の申請や奨学金案内等を閲覧できます。
定期的に学生ポータルサイトを閲覧してください。

※各コンテンツより、申請を行ってください。

【証明書交付願(各320円)】

在学証明書、在寮証明書、卒業証明書
成績証明書、健康診断書、卒業見込証明書
勤労学生控除証明書、在籍証明書
(※申請後2日後に発行されます)

【落とし物申請】

落とし物をされた際に、申請してください。
見つかれば、ご連絡をいたします。

【学割証明書申請】

JR各社では、帰省や課外活動などで
片道100kmを超えて利用する場合、
運賃割引の制度(普通運賃の2割引)
を設けています。発行日より3ヶ月間有効。

【身上変更届】

戸籍の異動や、保証人、住所、電話番号に変更が生じた場合は必ず、届け出てください。
本人住所を変更した場合は、Gサポストアで
学生証裏面在籍確認シール(50円)を購入
し、新しい住所に書
き換えてください。

【学生証再交付申請】

学生証の再発行手数料は、2090円です。
(※申請後2日後に発行されます)

【通学経路変更届】

通学経路を変更する場合は、必ず届け出てください。入力後、Gサポに学生証を持参してください。訂正の手続きを行います。

【実習用定期券購入申請書】

インターンシップ期間に使用する通学定期券
を購入する際に、申請下さい。
※高度自動車科、エキスパートエンジニア科
4年生が対象。

各種申請

[証明書交付願](#)

[落とし物申請](#)

[学割証明書申請](#)

[身上変更届](#)

[学生証 再交付申請](#)

[通学経路変更届](#)

[実習用定期券購入申請書\(高4年\)](#)

※システムの都合上デザイン・レイアウトは変更する場合があります。

国民年金保険料学生納付特例申請について

学生納付特例制度とは

学生のために、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。所得の少ない学生が、国民年金保険料の納付を先送り(猶予)できる制度です。保険料を納められないときはそのままにせず、必ず学生納付特例を申請してください。そのまま放置すると国民年金保険料が未納になり、受給資格期間に算入されません。
また、病気やけがなどで万が一障害を負った場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れなくなります。

『学生納付特例制度の手続き』を学校で行えば、学生証や在学証明書の添付が不要となり、簡単に手続きできます。年金手帳が届いたら、学生生活支援センター(Gサポ)で手続きをしてください。

学生納付特例制度の手続き手順

20歳の誕生日に日本年金機構より加入のお知らせ・年金手帳が本人に送付される



学生生活支援センター(Gサポ)で国民年金保険料学生納付特例申請書を記入し提出する



《申請時に必要な情報》

年金手帳に記載の基礎年金番号、生年月日
住民票の住所、前年度本人の所得(アルバイト等)
※本人が記入する場合は、印鑑は省略できます。

学校が受付印を押し、本人控(受託証)を受取る



※学校への提出した時点で申請日となる

2～3ヶ月後に学生納付特例承認通知が本人に郵送される(承認通知は本人保管)



※申請期間中に振込用紙が届いた場合は、振込せずに承認通知を待つ
承認されなかった場合は国民年金を納付する
(アルバイト等の収入が多い場合は学生納付特例に該当しません)

翌年度以降の手続き(高度科生等)・・・毎年3月に年金機構から更新のハガキが届く

※各自で記入し、ポストに投函。万が一ハガキを紛失した場合などは、学校で申請可能。

申請可能な期間

当校に入学してからの期間で、2年1ヶ月まで遡って申請可能です。

遡って申請する場合、申請書は1年毎に1枚必要です。

例)2024年5月に申請する場合→2023年4月以降の期間が申請できます。

学生特例期間の年金について

将来受け取る年金の受給資格期間には加算されますが、年金額には反映されません。

学生特例期間の保険料を10年以内に納付(追納)すると将来、年金額に反映されます。

(追納しようとする期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。)

各種制度について



奨学金や表彰制度
についてはこのペ
ージです！



奨学金制度について

日本学生支援機構、瀧川奨学財団、中内育英会および神戸やまぶき財団による奨学金制度があります。

日本学生支援機構について

日本学生支援機構奨学金は、国が行っている奨学金事業で、経済的理由のため修学が困難である学生に学費を貸与又は給付しています。応募資格等は、以下の通りです。

◀ 貸与型 ▶

	第一種奨学金 (無利子貸与制度)	第二種奨学金 (有利子貸与制度)
応募資格	・人物、学業ともに優れ、かつ健康であり経済的理由により修学が困難な者 ・高等学校の成績が評定平均3.2以上(家庭の所得により例外有)	・高等学校の成績が中程度以上
推薦と選考	本校では、願書、調査書、所得証明、その他の資料を基に人物・健康・学力素質・修学困難の程度について検討し、推薦します。 日本学生支援機構で更に選考のうえ、採否の決定がなされます。	
貸与期間	自動車整備科・ショールームスタッフ科 1年次4月から2年次3月まで 高度自動車科・エキスパートエンジニア科 1年次4月から4年次3月まで	
貸与月額	【自宅通学の場合】 20,000円、30,000円、40,000円、または53,000円 【自宅外通学の場合】 20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、または60,000円	20,000円～120,000円 (10,000円刻み)
返還方法	卒業後9～16年以内に返還 (無利子)	卒業後9～20年以内に返還 (有利子)
申込み方法	希望者は、学生生活支援センターにお問い合わせください	
支給までの目安		

・家庭の事情などのために年度途中で奨学金が必要となった場合は、家計急変、緊急応急採用制度がありますので、学生生活支援センター(Gサポ)にご相談下さい。

(例)

生計者が会社の倒産等により解雇された
災害に見舞われた
家族が入院した
生計者が死亡した など

◀ 給付型 ▶

2020年4月より返還義務のない給付型奨学金制度がスタートしました。採用者は授業料減免の対象にもなります。募集時期(4月・9月)・支給までの目安は、貸与型と同様です。

経済的理由のため修学が困難である優秀な学生に学費を給付します。応募資格は、以下の通りです。
(但し、財団・育英会の都合により、本校への募集がない場合があります。)

瀧川奨学財団について

応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・人物、学業ともに優れ、かつ健康であり経済的理由により修学が困難な者(原則として高等学校最終2年間の評定平均値が3.2以上) ・兵庫県下に本籍を有する者、又は家族が県内に住んでいる者
推薦と選考	応募者多数の場合、学内にて選考いたします。(採用数は若干名)
給付期間	自動車整備科 1年次10月から2年次3月まで エキスパートエンジニア科 高度自動車科 1年次10月から4年次3月まで
給付月額	<前年度実績> 17,000円/月 3ヶ月分ずつまとめて給付
返還方法	返還の必要はありません
申込み方法	別途掲示にて連絡
支給までの目安	<p>The diagram shows a timeline from May to October. Key events are: May (募集・書類提出), June (学内選考, 推薦者決定, 採用手続き), July (採用決定), and October (支給開始).</p>

中内育英会について

応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・人物、学業ともに優れ、かつ健康であり経済的理由により修学が困難な者(原則として高等学校最終2年間の評定平均値が3.2以上)
推薦と選考	応募者多数の場合、学内にて選考いたします。(採用数は若干名)
給付期間	自整科、高度科、自整・車体科いずれも1年次4月から2年次3月まで (1年毎の更新が必要で、2年進級時に再申請及び再審査があります)
給付月額	<前年度実績> 30,000円/月 初回は4ヶ月分をまとめて7月に給付、以降は毎月給付
返還方法	返還の必要はありません
申込み方法	別途掲示にて連絡
支給までの目安	<p>The diagram shows a timeline from May to July. Key events are: May (募集・書類提出), June (学内選考, 推薦者決定, 採用手続き), and July (採用決定, 支給開始).</p>

神戸やまぶき財団

対象者には G サポより直接、さくら連絡網にてメールいたします

表彰制度について

本校では各学年末・卒業式に各種の表彰を行っています。(工具等の記念品贈呈)

賞名	受賞対象者		
学科	自動車整備科 /シヨールームスタッフ科	高度自動車科 /エキスパートエンジニア科	国際自動車整備科
理事長賞	各学科の修業年限において学業成績が最も優秀であった学生		
優秀賞	各学科の修業年限において理事長賞に次ぐ上位の学生		
皆勤賞	《皆勤賞》 2年間無遅刻・無欠席であった学生 (公認欠席を除く) 《年次皆勤賞》 1年間無遅刻・無欠席であった学生 (公認欠席を除く)	《特別皆勤賞》 4年間(編入生については自動車整備科を 含む4年間)無遅刻・無欠席であった学生 (公認欠席を除く) 《年次皆勤賞》 1年間無遅刻・無欠席であった学生 (公認欠席を除く)	《特別皆勤賞》 3年間無遅刻・無欠席であった学生 (公認欠席を除く) 《年次皆勤賞》 1年間無遅刻・無欠席であった学生 (公認欠席を除く)
精勤賞	《精勤賞》 2年間を通じて遅刻・欠席が極めて少なかっ た学生 (公認欠席を除く)	《特別精勤賞》 4年間(編入生については自動車整備科を 含む4年間)を通じて遅刻・欠席が極めて少 なかつた学生 (公認欠席を除く)	《特別精勤賞》 3年間を通じて遅刻・欠席が極めて少なかっ た学生 (公認欠席を除く)
功労賞	善行・スポーツ等で、学校のイメージアップに貢献した学生		
努力賞	課外活動において多大な貢献をした学生		
善行賞	表彰に値する善行を行った学生		

※ その他 学校外からの表彰制度として JAMCA会長賞を理事長賞対象者に授与します

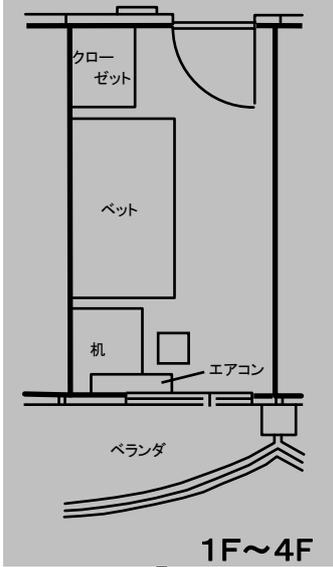
施設について

**施設の利用方法
についてはこの
ページです！**

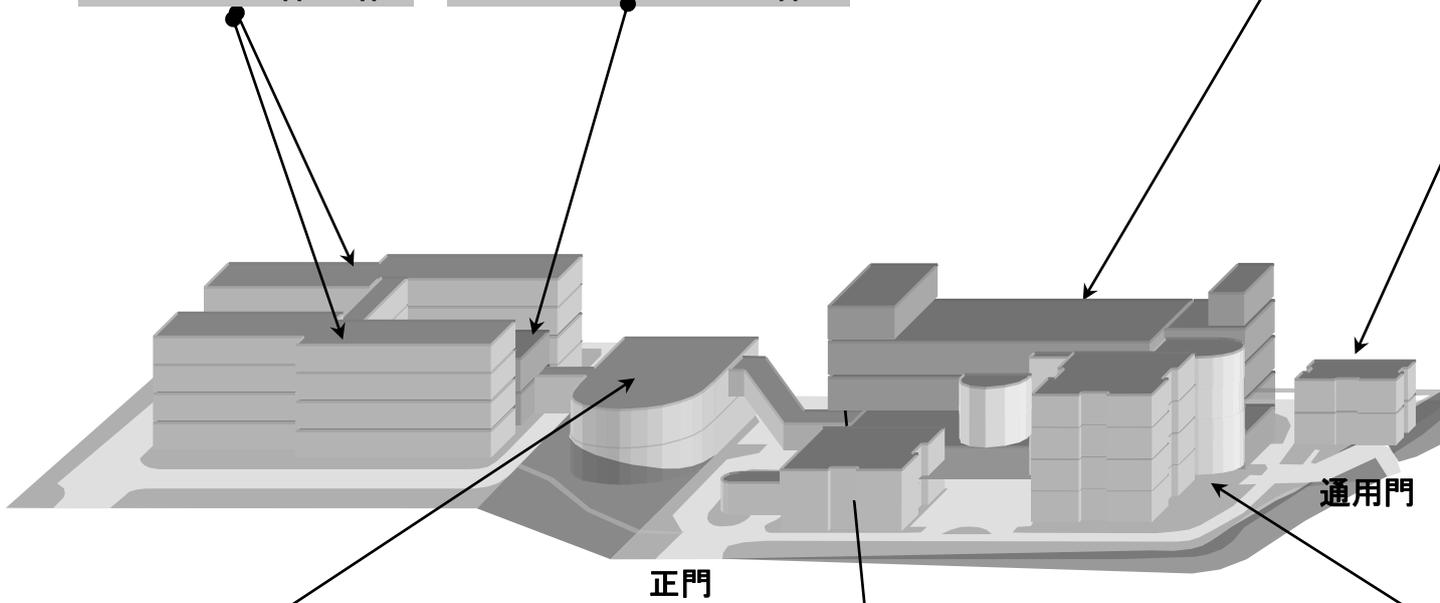
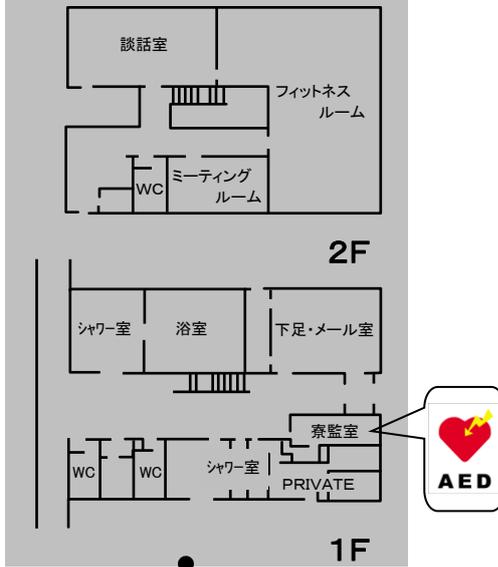


学校全体配置図

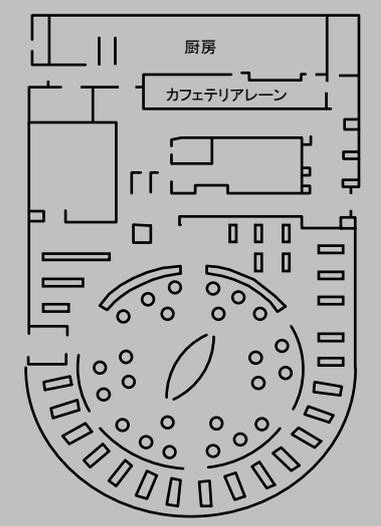
●寮棟(各室)



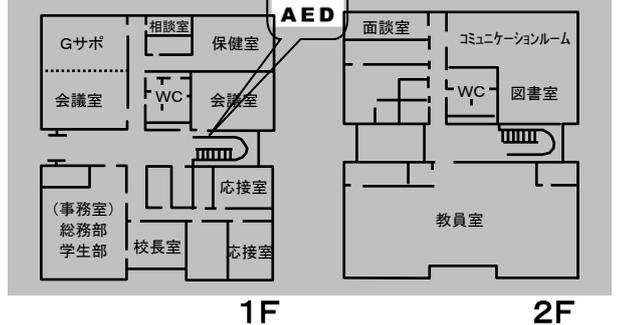
●共用棟



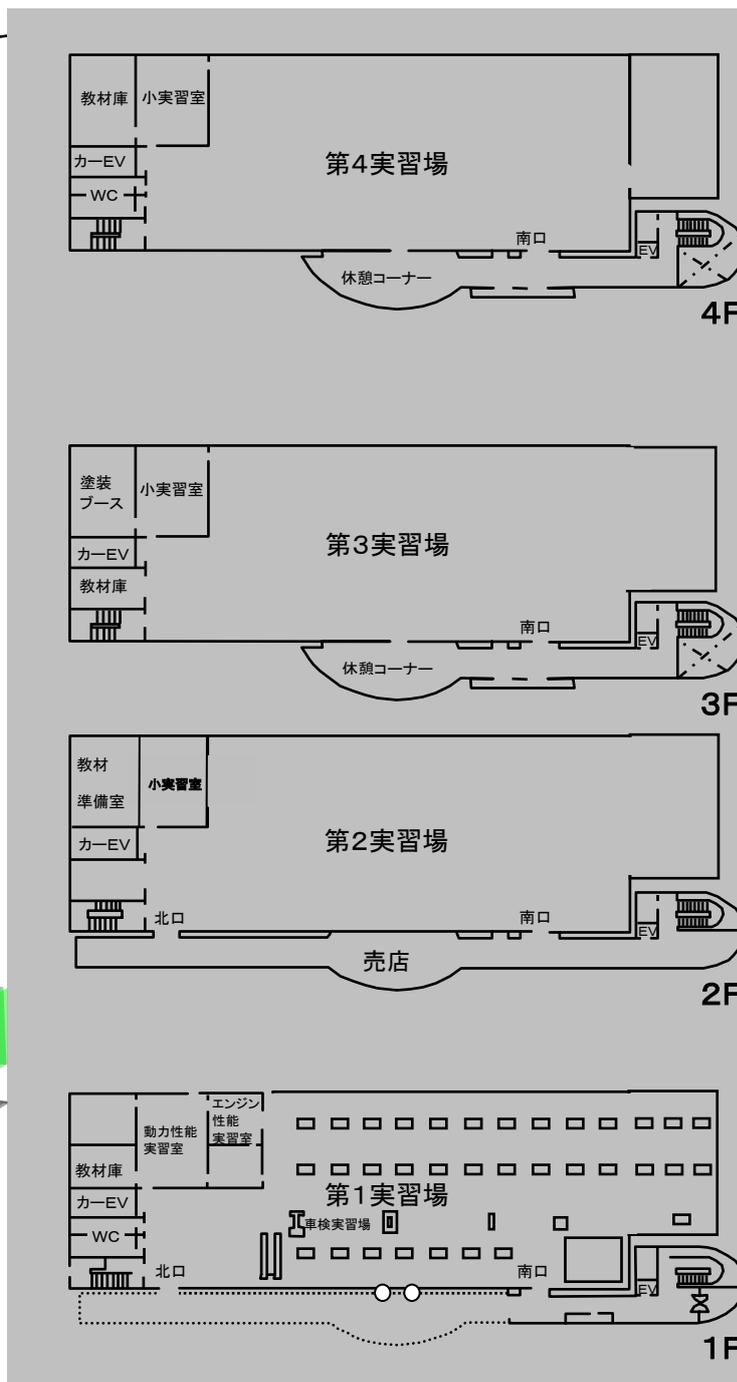
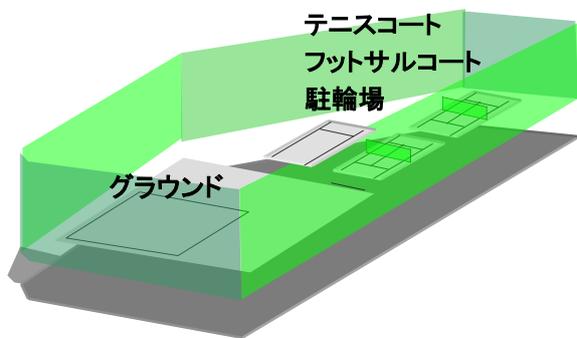
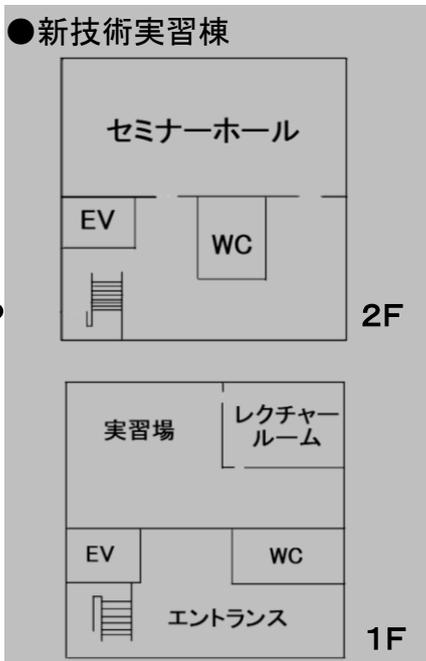
●食堂



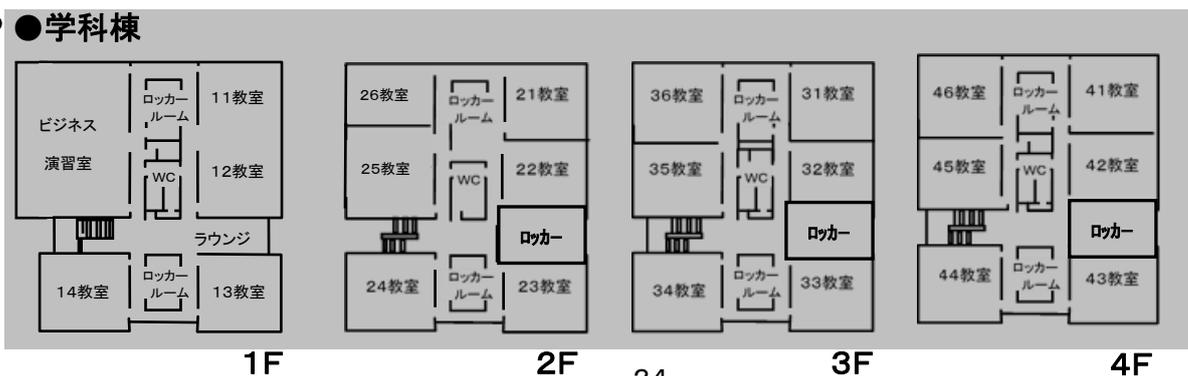
●事務棟



●新技術実習棟



●学科棟



学生食堂の利用について

利用時間	昼食 : 11:40～13:00 ただし、次に挙げる期間は営業していません。 休校日 ゴールデンウィーク 夏期休暇、冬期休暇、春期休暇 その他学校の指定した日
利用方法	・楽天Edy方式…事前に楽天Edy(学生証)に現金をチャージし、食事をした金額を楽天Edyで精算します。 昼食 《メニュー》 ポータルサイトを見てください
注意事項	・食器の返却は各自でお願いします。 ・食器類の持ち出しは行わないで下さい。

相談室の利用について

簡単な相談事から悩み事までどのようなことでも気軽に利用して下さい。
専任相談員(カウンセラー)が相談を受け、プライバシーは完全に厳守されます。

利用時間	月曜および水曜 11:30～17:00 ただし、次に挙げる期間は利用できません。 休校日 ゴールデンウィーク 夏期休暇、冬期休暇、春期休暇 その他学校の指定した日
利用方法	・上記の時間中、自由に直接相談室まで尋ねてきて下さい。 ・担任の先生や保健室の先生を通じての申し込みもできます。

《いじめ相談窓口について》

先生や友達に相談できずに困った時は迷わずメールしてください。
一人で悩まず相談してください。秘密は厳守いたします。
相談窓口メールアドレス mado@toyota-kobe.ac.jp
(右記のQRコードでも読み取れます)



保健室の利用について

健康的で若者らしい学生生活を送っていただくために「保健室」があなたをサポートします。

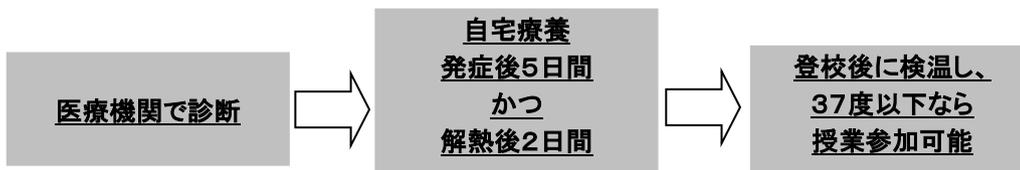
利 用 時 間	利 用 時 間: 9:00~17:00 校医の診察及び相談: 14:00~16:00 (月1~2回/水曜日)	
行 っ て い る こ と	春の健康診断 内科検診・尿検査(糖、蛋白)・胸部レントゲン撮影・身体測定(身長、体重、視力、血圧)を行います。	処置 実習中や通学中のけがなどの応急処置をします。
	地域医療機関の紹介	健康相談
	健康関連の雑誌の閲覧 保健室には、健康に関する資料がおいてあります。病気の予防や発見に、また知識として読むことができますので、是非ご覧下さい。 <例>タバコの手・ストレス・性病の話・肥満 等	

<保健室利用の注意事項>

1. 保健室は病院や薬局ではありません。学校で発生した病気・けがの応急処置をるところです。治療や投薬は、医療機関を受診してください。
(風邪薬・解熱鎮痛剤・胃腸薬等の内服薬は各自で用意してください)
2. 授業中の利用は、緊急の場合のみです。担当の先生に声をかけてから利用してください。
3. 医療機関を利用する際、保険証が必要です。必ず持参してください。

『冬に流行ります!!』

- ・**インフルエンザ**……のどの痛み、鼻汁、咳、発熱(38~40度)、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身の症状
出席停止期間: 医師の判断による。(発症後5日間かつ解熱後2日間のどちらか長い期間)



- ・**感染性胃腸炎(ノロウイルスなど)**……下痢、腹痛、吐き気、嘔吐、発熱
出席停止期間: 医師の判断による。

<予防法>

- ・予防接種(インフルエンザ) 重症化を予防するため、毎年10~12月にかけて学校にて実施
- ・手洗い、うがい、マスクの着用
- ・栄養・睡眠をしっかり取る
- ・ストレスを上手に解消する

インフルエンザなどの学校伝染病にかかると、周りに感染を上げないために出席停止することが、学校保健安全法で定められています。

体調不良のときは、「自分は大丈夫だから」「欠席したくないから」と無理して登校せず、速やかに医療機関を受診し、医師の指示に従ってください。

献血について

本校は、献血運動を実施しています。学生の皆さんの参加・協力をお願いします。(時期は5月・10月頃を予定)

図書室の利用について

開館時間	<p>・図書の貸出・閲覧は、月・水・金曜日の11:30～13:00</p> <p>・コミュニケーションルームは、終日開放しています。</p> <p>ただし、次に挙げる期間は閉館します。</p> <p>休校日 ゴールデンウィーク 夏期休暇、冬期休暇、春期休暇 その他学校の指定した日</p>	
閲覧方法	<p>書籍の場合</p> <p>分類毎に色分けしてあります。開館時間内であれば自由に閲覧できます。</p>	<p>DVDの場合</p> <p>ケースのみがジャンル別に並んでいます。図書受付に申し込み閲覧(視聴)して下さい。なお視聴コーナーでは図書室のDVD以外は視聴できません。</p>
貸出方法	<p>書籍の場合</p> <p>図書受付に学生証を提示し、申し込んで下さい。 貸出期間 ……1週間以内 一回の貸出数 ……3冊以内</p>	<p>DVDの場合</p> <p>図書受付に学生証を提示し、申し込んで下さい。 貸出期間 ……3日間以内 一回の貸出数 ……1本</p>
注意事項	<p>・夏休み、冬休みは長期貸出も行っています。</p> <p>・返却時には書籍・DVDを図書受付へ持っていか、返却ボックスに入れて下さい。</p> <p>・返却期限は必ず守りましょう。</p> <p>・無断で書籍等を図書室外に持ち出さないで下さい。</p> <p>・コミュニケーションルーム、図書室内での飲食は厳禁です。また、スマホでの通話や私語は他の人の迷惑になりますので、つつしみましょう。</p> <p>・一部貸出しのできない書籍があります。</p>	

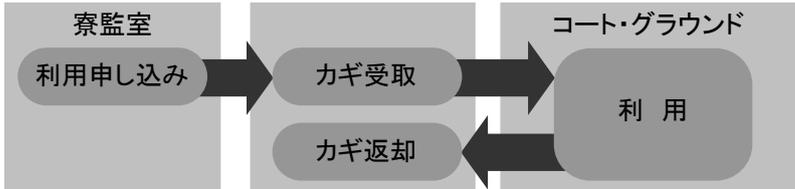
就職相談について

就職相談	<p>会社見学会や採用試験の日程などの最新情報や過去の就職試験情報など就職に関する情報は、学生ポータルサイトに掲示しています。また、トヨタ販売会社を中心とした求人企業の情報収集は、学生ポータルサイトに加え、コミュニケーションルームにも掲示しています。教員室では、専任スタッフによる就職相談を受けることができます。</p>
------	--

テニスコート・グラウンドの利用について

本校には、テニスコートとフットサルコート・ソフトボールグラウンドがあります。

利用する学生は、以下の要領で寮監室にて申し込んで下さい(無料)

利 用 時 間	平 日 : 放課後 ただし、学校行事・授業・クラブ活動を優先させます。 休 日 : 9:00~17:00
利 用 方 法	 <p>寮監室</p> <p>コート・グラウンド</p> <p>利用申し込み</p> <p>カギ受取</p> <p>カギ返却</p> <p>利用</p> <ul style="list-style-type: none">・利用する場合は、寮監室に申し込んで下さい。・土・日曜に利用する場合は、金曜までに申し込んで下さい。
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none">・ゴミは、必ず持ち帰って下さい。・テニスコート内は、必ずテニスシューズを使用して下さい。 (安全靴やスパイクシューズなどは使用しないように)・テニスコート使用後は、ネットを緩めて下さい。

学則・諸規定

**無許可での車両通学・学校周
辺への車両乗り入れは、近隣
の迷惑や事故を防ぐため
放課後、休日も
禁止！！**



専門学校 トヨタ神戸自動車大学校 学則(抜粋)

制 定 1992年 9月 24日
改定第 32回 2024年 4月 1日

第1章 総則

名 称 位 置 目 的	第1条	この学校は、専門学校 トヨタ神戸自動車大学校（以下「本校」という）という。
	第2条	本校は、神戸市西区学園東町4丁目1番に置く。
	第3条	本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、道路運送車両法に定める優れた自動車整備の技術者を養成することを目的とする。

第2章 課程及び学科・修業年限・定員並びに休業日

課程・学科・修業 年限・定員 及び在籍年限	第4条	本校の課程・学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。				
		課 程 名	学 科 名	修 業 年 限	入 学 定 員	総 定 員
学 年 及 び 学 期		工業専門課程	自動車整備科	全日制2年	100名	200名
			高度自動車科	全日制4年	100名	400名
			ショールームスタッフ科	全日制2年	20名	40名
			自動車整備・車体整備科	全日制3年	30名	90名
			国際自動車整備科	全日制3年	110名	330名
			エキスパートエンジニア科	全日制4年	40名	160名
休 業 日		但し、第13条第2項により編入学した者の修業年限は2年、第13条第4項により編入学した者の修業年限は1年とする。				
	第5条	2. 在籍年限は、修業年限の2倍までとする。				
休 業 日	第5条	本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。				
	第6条	2. 学期は、次のとおりとする。				
休 業 日	第6条	前期 4月1日 から 9月30日 まで				
		後期 10月1日 から 翌年3月31日 まで				
休 業 日	第6条	授業を行わない日（以下「休業日」という）は、次のとおりとする。				
		(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日 (3) GW休業 4月28日 から 5月5日 まで (4) 夏季休業 7月23日 から 8月24日 まで (5) 冬季休業 12月25日 から 翌年1月7日 まで (6) 春季休業 3月25日 から 4月4日 まで (7) 創立記念日 9月24日 (8) 学校が定める土曜日等				
休 業 日	第6条	2. 校長は、必要と認める場合には、前項の休業日を臨時に変更し、また臨時に休業日を定めることができる。				

第3章 教育科目・教育時間数及び職員組織等

教育科目・教育時間数 及び履修方法 始業・終業	第7条	本校の教育科目及び教育時間数は、別表のとおりとする。		
	第8条	2. 履修方法に関する事項は、別に定める。		
職 員 組 織 校 長 等 の 職 務 教 務 会	第8条	本校の始業及び終業の時刻は、原則として次のとおりとする。		
		始 業	9時00分	終 業 16時40分
職 員 組 織 校 長 等 の 職 務 教 務 会	第9条	省略		
	第10条	省略		
	第11条	省略		

第4章 入学等

入 学 時 期 入 学 資 格	第12条	本校の入学時期は、毎年4月とする。		
	第13条	第1項省略		
入 学 資 格	第13条	2. 本校の高度自動車科3年次に編入学できる者は、第1項及び次の要件を満たす者とする。		
		二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士資格を有する者。 但し、自動車整備士技能検定規則第5条第3項に規定する全部免除者となる要件を満たす場合に限り、その要件をもって養成を受けようとする者の資格とすることができるものとする。		

<p>入学の出願</p> <p>入学者の選考 入学手続き及び 入学許可</p>	<p>この場合において、当該養成を開始した日から6ヶ月以内に合格証書の交付を受けていなければならないものとする。</p> <p>3. 本校のショールームスタッフ科に入学できる者は、第1項の要件に加え女性のみとする。</p> <p>4. 本校の自動車整備・車体整備科3年次及びエキスパートエンジニア科3年次に編入学できる者は、第1項の要件に加え、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 一種自動車整備士養成施設において二級自動車整備士の養成課を修了した者</p> <p>(2) 国土交通大臣が定める自動車に関する学科を有する大学・短大において二級自動車整備士の養成課程を修了した者</p> <p>第14条 入学を志願する者は、所定の入学願書に必要事項を記載して第29条第1項第1号に定める入学検定料を納付のうえ指定期限までに提出しなければならない。</p> <p>2. 入学願書の受付期間は、別に定める。</p> <p>第15条 前条に定める入学志願者については、入学試験又はこれに代わる選考を行う。</p> <p>第16条 前条の試験または選考に合格し、入学の手続きをする者は、保証人連署の誓約書、その他必要な入学書類を提出するとともに、指定した期限までに第29条第1項第4号の入学金及び学費等本校の指定する金額を納付しなければならない。</p> <p>2. 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。</p> <p>但し、高度自動車科編入学者のうち自動車整備士技能検定規則第5条第3項に規定する全部免除者となる要件を満たす見込みの者については仮入学を許可し、全部免除者の要件を満たした者は本入学を許可する。</p>
---	---

第5章 転科等

<p>転科資格</p> <p>転科の出願</p> <p>転科者の選考 転科手続き及び 転科許可</p>	<p>第18条 本校の各学科において、転科を申請した者は教育上必要と校長が認めた場合、転科することができる。</p> <p>(1) 転科前・後の学科において修了している科目別教育時間及び教育内容（「一般教養」を除く）が同一となる場合、その年次へ転科することができる。</p> <p>(2) 上の(1)以外の場合は、1年次への転科となる。</p> <p>第19条 転科を志願する者は、所定の転科願書に必要事項を記載して第29条第1項第2号に定める転科検定料を納付のうえ指定期限までに提出しなければならない。</p> <p>2. 転科願書の受付期間は、別に定める。</p> <p>第20条 前条に定める転科志願者については、転科試験又はこれに代わる選考を行う。</p> <p>第21条 前条の試験または選考に合格し、転科の手続きをする者は、必要な転科書類を提出するとともに、指定した期限までに第29条第1項第3号の転科手数料及び学費等本校の指定する金額を納付しなければならない。</p> <p>2. 校長は、前項の手続きを完了した者に転科を許可する。</p>
---	---

第6章 進級・卒業・休学・復学・退学及び出席停止

<p>進級・卒業</p>	<p>第22条 校長は、所定の課程を履修した者について、その成績及び出席日数を勘案して修了を認定し、進級又は卒業を認める。</p> <p>但し、高度自動車科3年次進級者のうち自動車整備士技能検定規則第5条第3項に規定する全部免除者となる要件を満たす見込みの者については仮進級を許可し、全部免除者の要件を満たした者は本進級を許可する。この場合において、当該養成を開始した日から6ヶ月以内に合格証書の交付を受けていなければならないものとする。</p> <p>2. 校長は、自動車整備科の卒業を認めた者には別紙第1号様式（2014年度以前の入学生は別紙第7号様式）の卒業証書を授与し、専門士（工業専門課程）と称することを認める。</p> <p>3. 校長は、高度自動車科の卒業を認めた者には別紙第2号様式（2014年度以前の入学生は別紙第8号様式）の卒業証書を授与し、高度専門士（工業専門課程）と称することを認める。</p> <p>4. 校長は、ショールームスタッフ科の卒業を認めた者には別紙第9号様式の卒業証書を授与する。</p> <p>5. 校長は、自動車整備・車体整備科の卒業を認めた者には別紙第11号様式の卒業証書を授与する。</p> <p>6. 校長は、国際自動車整備科の卒業を認めた者には別紙第14号様式の卒業証書を授与する。</p> <p>7. 校長は、エキスパートエンジニア科の卒業を認めた者には別紙第18号様式の卒業証書を授与する。</p> <p>8. 校長は、必要に応じて別紙第3号・第4号・第5号・第6号・第10号・第12号・第13号・第15号・第16号・第19号・第20号・第21号様式の修了証書を交付する。</p>
--------------	---

休学	第23条	<p>疾病、その他やむを得ない理由により1ヶ月以上欠席を要すると認められる者が、休学願にその事由を記し保証人と連署の上、その事実を証明する診断書等の書類を添えて休学を願いだした場合は、校長は休学を許可することができる。</p> <p>2. 修学が適当でないと認められる者については、校長は休学を命じることができる。</p> <p>3. 休学期間は、休学の許可を受けた日から、その学年の3月31日までとする。但し、校長は休学期間の延長を認めることができる。</p>
	第24条	<p>前条の者が復学しようとする場合は、届け出の上、校長の許可を受けて復学することができる。</p> <p>2. 前項の場合において、疾病により休学した者は、復学可能な旨を示す診断書を提示しなければならない。</p> <p>3. 復学は、原則として次年度の始めとする。</p> <p>4. 前項の場合において、復学する学年は休学した学年とする。</p>
退学・出席停止	第25条	<p>疾病、その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その事由を記し保証人と連署の退学願に学生証を添えて、校長にその許可を受けなければならない。</p> <p>2. 校長は、学生が心身の健康を損ねる等により、本人あるいは周囲の安全確保や教育活動に支障があると判断した場合、その他必要がある場合は医療従事者やカウンセラーの助言に基づき出席停止及びその解除を命じることができる。</p>

第7章 除籍及び賞罰

除籍	第26条	<p>次の各号のいずれかに該当する者は、教務会の審議を経て、校長が除籍する。</p> <p>(1) 本校において修学する意思がないと認められる者</p> <p>(2) 第4条第2項に定める在籍年限を超えて、なお卒業要件を満たさない者</p> <p>(3) 第23条第3項に定める休学期間を超えて、なお復学できない者</p> <p>(4) 死亡又は行方不明の者</p> <p>(5) 学費及び学生預り金の納付を怠り、督促を受けても指定された期限までに完納しない者</p>
	懲戒	第27条
表彰	第28条	<p>本校学生として特に善行のあった者に対し、教務会の審議を経て、校長が表彰を行うことがある。</p> <p>2. 本校在学中他の学生の模範となる者に対し、教務会の審議を経て、校長が表彰を行うことがある。</p>

第8章 学生納付金等

<p>学生納付金等</p>	<p>第29条 学生納付金等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入学検定料 25,000円 但し、高度自動車科、自動車整備・車体整備科及びエキスパートエンジニア科内部編入学については、10,000円とする</p> <p>(2) 転科検定料 10,000円</p> <p>(3) 転科手数料 45,000円</p> <p>(4) 学生納付金 省略</p> <p>2. 学生納付金の一部の減免を条件とした入学試験に合格した場合、その納入を免除する。</p> <p>3. 休学中の者は、原則として休学する期間に該当する年次の学費を全額免除する。</p> <p>4. 停学中の者は、原則として停学する期間に該当する年次の学費を全額納付しなければならない。</p> <p>5. 復学者が納付すべき学費及び学生預り金は、復学した年度の在籍年次の金額を適用する。</p> <p>6. 留年者が再履修する場合に納付すべき学費及び学生預り金は、再履修する年度の在籍年次の金額を適用する。</p> <p>7. 学生納付金等の納付の時期及び方法については、別に定める。</p> <p>第30条 在学中に必要な所定の物品購入等の費用に充てるため、予めその他諸費用を徴収する。</p> <p>2. その他諸費用の金額、納付及び精算の方法は別に定める。</p> <p>第31条 既納の入学検定料・転科検定料・転科手数料及び学生納付金は、原則として返還しない。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当する場合は返還を行う。</p> <p>(1) 本校に入学を許可された者が、指定の期限までに所定の手続きにて入学辞退を申し出た場合、入学金を除く入学手続き時納付金の全額またはその一部を返還する。</p> <p>(2) 退学、除籍または休学となった場合、既納の学費のうち授業料の月割り額に許可日の翌月からの未経過月数を乗じた額を返還する。</p> <p>(3) 本人の申し出によりやむをえない事情があると校長が認めた場合、学生納付金等の全額またはその一部を返還する。</p>
<p>学生預り金</p>	<p>第30条 在学中に必要な所定の物品購入等の費用に充てるため、予め学生預り金を徴収する。</p> <p>2. 学生預り金の金額、納付及び精算の方法は別に定める。</p>
<p>学生納付金等の返還制限</p>	<p>第31条 既納の入学検定料・転科検定料・転科手数料及び学生納付金は、原則として返還しない。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当する場合は返還を行う。</p> <p>(1) 本校に入学を許可された者が、指定の期限までに所定の手続きにて入学辞退を申し出た場合、入学金を除く入学手続き時納付金の全額またはその一部を返還する。</p> <p>(2) 退学、除籍または休学となった場合、既納の学費のうち授業料の月割り額に許可日の翌月からの未経過月数を乗じた額を返還する。</p> <p>(3) 本人の申し出によりやむをえない事情があると校長が認めた場合、学生納付金等の全額またはその一部を返還する。</p>

第9章 雑則

<p>健康診断</p>	<p>第32条 健康診断は、毎年度1回別に定めるところにより実施する。</p>
<p>学生寮</p>	<p>第33条 本校に、学生寮を置く。学生寮に関する事項は、校長が別に定める。</p>
<p>施行の細目</p>	<p>第34条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。</p>
<p>附則</p>	<p>省略</p>

専門学校 トヨタ神戸自動車大学校 学則細則

制 定 1993年 4月 1日
改定第 17回 2024年 4月 1日

目的	第1条 本細則は、専門学校 トヨタ神戸自動車大学校学則（以下「学則」という）第34条に基づき、教育の実施に必要な事項を定める。
入学許可	第2条 合格者発表は、原則として学校内に掲示し、合格者には合格通知及び入学に必要な書類を交付する。 2. 合格者であっても、期日までに入学手続き時納付金を納めないとき、又は所定の入学手続きを完了しないときは合格を取り消す。この際、原則として既納の入学手続き時納付金は返還しない。
転科許可	第3条 合格者発表は、原則として学校内に掲示し、合格者には合格通知及び転科に必要な書類を交付する。 2. 合格者であっても、期日までに転科手数料等を納めないとき、又は所定の転科手続きを完了しないときは合格を取り消す。この際、原則として既納の転科手数料等は返還しない。
保証人	第4条 保証人は、父母又はその他の成年者で、独立した生計を営む者でなければならない。 2. 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。 3. 学生は、保証人の変更、又はその氏名もしくは居住地に変更があった場合、速やかに変更届を提出しなければならない。
学生証	第5条 本校に入学した者には、学生証を交付する。 2. 学生証の有効期間は、在籍する学科の修業年限の期間とする。 3. 次の各号のいずれかに該当する場合には、学生証を返却しなければならない。 (1) 更新するとき (2) 卒業したとき (3) 転科したとき (4) 退学したとき (5) 除籍されたとき
履修の方法	第6条 各授業科目は全て必修とし、その履修は年次毎に学校の定める計画による。 2. 必要に応じて、放課後又は休業日に補講授業を行う。 3. 各授業科目毎、履修効果を評価するため修得試験を行う。 4. 学年末時点において、当該学年の修了が認められなかった場合、原則として同学年の全教科を再履修するものとする。 但し、校長が認めた者については、未修得と認定された科目の区分のみを再履修することができるものとする。
試験の方法	第7条 学科については筆記試験、実習については実技試験を原則とする。 但し、場合によっては、口頭試問もしくは研究調査報告等をもってこれに代えることができる。
修得試験の受験資格	第8条 期間中の各科目の出席時間数が規定時間をすべて満たしていること。 但し、欠席等により規定時間を満たさない場合には、学生の願い出により、担当教員がその理由を判断し認めた場合に限り、補講授業を受けて不足分の出席時間数を補うことができる。 2. 前項に由らず次の各号のいずれかに該当する場合は、受験資格が得られない。 (1) 学費及びその他諸費用を滞納中の者 (2) 指示されたレポート等提出物を未提出の者 (3) 休学又は停学中の者
修得試験の合格基準	第9条 各科目の修得試験合格点は、100点満点の60点以上とする。 但し、高度自動車科1年次及び高度自動車科2年次の各科目の修得試験合格点数は、100点満点の70点以上とする。
履修成績評価	第10条 各科目の履修成績評価は、修得試験の結果および平常点を勘案のうえ行い、その基準は別に定める。
追試験及び再試験	第11条 疾病その他やむをえない理由で、各試験を受験することができなかつたと校長が認めた者については、追試験を行う。 2. 試験の結果で不合格の科目がある者には、願い出により校長が認めた場合に限り、当該科目の再試験を行う。 3. 追試験及び再試験を行う日時、場所、方法は学校が指示する。
追試験及び再試験の受験手続き	第12条 追試験又は再試験を受けようとする者は、担当教員を経由して追試験願又は再試験願を提出し、校長の受験許可を得なければならない。

試験に関する不正行為	<p>2. 追試験願又は再試験願は、1科目毎に所定の用紙と別に定める試験料を納付しなければならない。</p> <p>但し、細則第16条第4項の公認欠席に伴う追試験については、この試験料を免除する。</p>								
修了の認定	<p>第13条 試験に関し不正な行為の事実が認められた場合、当該定期試験の全科目又は当該科目の受験を無効とし、かつ学則第27条及び細則第20条の規定により懲戒処分を行う。</p>								
卒業の認定	<p>第14条 学年の修了は、次の各号の要件を充たしている者に対し、学則第11条による教務会の審議を経て、校長が認定する。</p> <p>(1) 各年次ごと、定められた全科目の修得試験に合格していること</p> <p>(2) 各年次における補講を含めない正規授業への出席率は、80%以上であること</p> <p>2. 高度自動車科2年次及び自動車整備・車体整備科2年次、エキスパートエンジニア科2年次の修了の認定は、前項の要件を満たし、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（2級自動車整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。</p> <p>3. エキスパートエンジニア科3年次の修了の認定は、前項の要件を満たし、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（自動車車体整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。</p>								
卒業の認定	<p>第15条 自動車整備科の卒業の認定は、2年次の修了が認められ、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（2級自動車整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。</p> <p>2. 高度自動車科の卒業の認定は、4年次の修了が認められ、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（1級自動車整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。</p> <p>3. ショールームスタッフ科の卒業の認定は、2年次の修了が認められ、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（3級自動車整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。</p> <p>4. 自動車整備・車体整備科の卒業の認定は、3年次の修了が認められ、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（自動車車体整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。</p> <p>5. 国際自動車整備科の卒業の認定は、3年次の修了が認められ、学科・実習それぞれ補講を含めた出席時間数が一種自動車整備士養成施設指定基準（2級自動車整備士養成課程）の定めによる教育時間数を満足している者に対し、校長が行う。</p> <p>6. エキスパートエンジニア科の卒業の認定は、4年次の修了が認められた者に対し、校長が行う。</p>								
欠席、遅刻及び早退	<p>第16条 欠席、遅刻及び早退は、各授業毎にその担当教員が調査記録する。</p> <p>2. 疾病その他やむをえない理由により欠席、遅刻、早退をする者は、事前に届を提出しなければならない。</p> <p>但し、事前に届け出が不可能な場合は、電話等で連絡し、事後速やかに所定の手続きを取らなければならない。</p> <p>3. 5日以上連続して欠席する場合は、医師の診断書、又は証拠となる書類を添付しなければならない。</p> <p>4. 次の場合は公認欠席とする。</p> <p>但し、遠隔地で移動に日時を要する場合は、その日数を加算する。</p> <p>(1) 近親者の喪に服する場合</p> <table data-bbox="558 1523 1197 1657"> <tr> <td>一親等の血族</td> <td>5日まで</td> </tr> <tr> <td>二親等の血族</td> <td>3日まで</td> </tr> <tr> <td>二親等の姻族</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>三親等の血族</td> <td>1日</td> </tr> </table> <p>(2) 二親等以内の血族の結婚式</p> <p>1日</p> <p>(3) 就職試験</p> <p>必要な日数</p> <p>(4) 第一種普通自動車運転免許の取得</p> <p>3日まで</p> <p>(5) 在留資格に関する入国管理局での手続き</p> <p>必要な日数</p> <p>(6) 伝染病発生による出校停止期間</p> <p>(7) その他校長が定めた期間</p>	一親等の血族	5日まで	二親等の血族	3日まで	二親等の姻族	1日	三親等の血族	1日
一親等の血族	5日まで								
二親等の血族	3日まで								
二親等の姻族	1日								
三親等の血族	1日								
再休学	<p>第17条 休学許可を受けた者が、学年末の3月31日までに休学事由の消滅の見込みがなく、次年度更に休学を希望する場合は、3月10日までに再度学則第23条による休学手続きを行わなければならない。</p>								
復学籍の抹消	<p>第18条 復学を願い出る期限は、原則として3月10日までとする。</p> <p>第19条 次の場合は、学籍を抹消する。</p> <p>(1) 学則第25条による退学が認められた者</p> <p>(2) 学則第26条により除籍となった者</p> <p>(3) 学則第27条により退学処分となった者</p>								

懲戒	<p>第20条 懲戒は、学則第27条に従い次の通り定める。</p> <p>(1) 訓告 教え戒める</p> <p>(2) 停学 反省を求めため、一定の期間出校を停止させる</p> <p>(3) 退学 説諭を加えて、退学の手続きを取らせる</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、学則第11条の教務会の審議により、行為の軽重と教育上の必要性を考慮して前項の処分を行う。</p> <p>(1) 学則、細則およびこれらに基づく諸規則に違反した者</p> <p>(2) 道路交通に関して好ましくない行為をした者</p> <p>(3) 試験に関し不正行為の事実が認められた者</p> <p>(4) 学校の許可なく学校の物品を持ち出した者、又は私用に供した者</p> <p>(5) 学校の許可なく学校の施設を利用し、私物を製作・修理した者、又は他人にさせた者</p> <p>(6) 故意又は過失により学校の施設、設備、備品等を毀損させた者、又は災害を発生させた者</p> <p>(7) 学校内で喧嘩、騒動、賭博、飲酒、その他これに類する行為をし、学校の秩序、風紀を乱した者</p> <p>(8) 揮発性溶剤、覚醒剤等を吸引、又は所持した者</p> <p>(9) 学校の許可なく学校内で営業活動、政治活動、宗教活動をした者 又はその他学業に関係ない団体等への勧誘やそれらへの支持、支援等を強要する行為をした者</p> <p>(10) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、仲間はずれや集団による無視、遊ぶふりをして叩いたり蹴る、他人の持ち物を隠したり壊す、インターネット上での誹謗中傷などのいじめを行った者</p> <p>(11) 強要、侮辱、暴行、脅迫、窃盗、その他不法な行為をして、他人に著しい迷惑をかけた者</p> <p>(12) 刑法、その他刑罰法規に触れる行為をし、その犯罪事実が明らかなる者</p> <p>(13) その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為があった者</p> <p>3. 前項各号に掲げる行為のそそのかし又は手助けを行った者は、前項に準じて処分する。</p> <p>4. 2項各号又は前項に該当すると認められる者に対しては、その処分前であっても必要な場合は自宅待機を命ずることがある。</p> <p>5. 懲戒処分は、これを指導要録に記載するとともに、保証人にその旨を通知する。また、必要に応じて学校内に告知する。</p>
学生納付金等	<p>第21条</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 入学金、授業料等学則に定めるもののほかに必要な経費は、これを徴収することができる。</p> <p>3. 休学を許可された者は、本人の申し出によりやむをえない事情があると校長が認めた場合、実習費及び施設費を全額又は一部免除することがある。</p> <p>4. 停学となった場合、原則として既納の学生納付金は返還しない。</p> <p>5. 本人より申し出があった場合、前期学費の納付時に後期分を一括して納付することができるものとする。</p> <p>6. 学生納付金等の請求通知および精算通知は、原則として予め学生本人および保証人が届け出た学生納付金等の負担者宛に直接送付するものとする。</p> <p>7. 学生納付金等の納付は、原則として予め届け出た学生納付金等の負担者の郵便口座より引落しによるものとする。 但し、特に希望する場合は当校指定の金融機関への振込又は現金により納付することができる。なお、引落とし手数料または振込手数料は納付者の負担とする。</p> <p>8. 次に該当する場合、学則第31条第1項の規定にかかわらず、学費の返還を行う。</p> <p>(1) 前期中に後期分の学費を納付した者が、同年度9月30日までに退学または除籍となった場合、前納学費の全額又は一部を返還する。</p> <p>(2) 後期中に翌年度前期分以降の学費を納付した者が、同年度3月31日までに退学または除籍となった場合、前納学費の全額又は一部を返還する。</p>
その他諸費用	<p>第22条 学則第30条に定めるその他諸費用は在学中に必要な次の費用に充てるものとする。</p> <p>(1) 証明写真代、学生傷害保険等の加入費</p> <p>(2) 健康管理費（定期健康診断代を含む）</p> <p>(3) 自動車整備士登録試験、その他所定の資格試験受験費用</p> <p>(4) 卒業アルバム代、記念品代、寄贈品代</p> <p>(5) 同窓会費、学生活動費</p> <p>(6) その他教育上必要な費用</p>

<p>証明書 の 交付 学生 の 遵守 事項 附 則</p>	<p>2. 前項の費用を精算した結果、過不足が生じた場合は差額を返金または徴収するものとする。</p> <p>第23条 校長は、必要に応じて別紙様式の卒業証明書及び修了証明書を交付する。</p> <p>第24条 学生の遵守すべき事項については、別に定める。</p> <p>省略</p>
---	--

学生の遵守すべき事項

制 定 1993年 4月 1日
改定第4回 2018年 4月 1日

<p>実 行 事 項</p>	<p>§ 1</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教職員の指導に従うこと 2. 通学時および学校内では必ず学生証を携帯すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 学生証を紛失または甚だしく汚損したときは、速やかに届け出て再交付を受けること (2) 学生証の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出て再交付を受けること 3. 次に示す場合、授業中にはその授業担当教員に、その他の場合は担任教員に速やかに申し出をし、判断を仰ぐこと <ol style="list-style-type: none"> (1) 授業の場を離れるとき (2) 設備・教材・工具等を破損または紛失したとき (3) 盗難にあったとき (4) 学校内において負傷したとき (5) いじめ被害にあったとき。いじめを見たとき (6) 脅迫・暴力にあったとき (7) 体罰被害にあったとき (8) アルバイトをするとき 4. 通学は電車、バス等の公共交通機関および徒歩によること <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共交通機関によりがたく、自転車（含 原動機付）での通学を希望する者は学校に届け出て許可を得ること 5. 次に示す場合には、所定の期限迄に必要な手続きを行うこと、但し事情により手続きが遅れる場合には、電話等口頭で連絡し、事後速やかに手続きを済ませること <ol style="list-style-type: none"> (1) 欠席（含 公認欠席）、欠課、遅刻、早退をするとき (2) 本人および保証人の氏名、現住所、電話番号の変更が生じたとき
<p>禁 止 事 項</p>	<p>§ 2</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 細則第20条第2項および第3項に示す懲戒に該当する行為 2. 無許可の自動車、自動二輪及び自転車（含 原動機付）による通学および校内・学校周辺への持ち込み 3. 指定された場所以外での飲食および喫煙 4. 無許可の団体組織、集会、署名運動、掲示、印刷物の刊行または配布、募金等 5. 学生間での売買等営業行為（学校が許可した場合を除く） 6. 危険物（爆発物、刃剣等）及び大麻等不法薬物の所持および学校内への持ち込み 7. 無許可の校外における学校指定作業着の着用 8. 授業を受けるのに相応しくない頭髪、衣服、履物での出校